

エコ・エネ総合対策事業費補助金

～「クリーンエネルギーの町」を実践しよう～

葛巻町では、新エネルギー・省エネルギー施設の整備や環境改善・リサイクル活動を行う場合に要する経費に対し、次のとおり補助金を交付します。

【交付対象者】

- ① 町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人。
ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気事業者を除く。
- ② 資源回収事業を実施し、回収した資源を次のいずれかに売却する、町内の住民団体又は学校
 - (1) 町長が認める資源回収業者
 - (2) 岩手県再生資源商工組合加盟業者
 - (3) 岩手県資源回収協同組合加盟業者

【交付対象経費及び補助金の額】

- ① 新エネルギー等導入事業
- ② エコ活動推進事業

※詳細は、次ページをご覧ください。

【備 考】

「エコ・エネ総合対策事業費補助金」の創設により、「快適環境地域づくり事業費補助金交付要綱」の一部を改正するとともに、「新エネルギー等導入事業費補助金交付要綱」及び「資源リサイクル運動奨励補助金交付要綱」は廃止します。

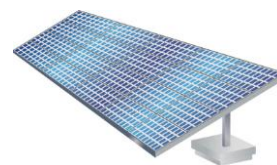
【問い合わせ先】 葛巻町役場 農林環境エネルギー課 環境エネルギー係
TEL 0195-66-2111（内線144）／ FAX 0195-66-4329

Ⅰ 新エネルギー等導入事業

① 太陽光発電設備

【補助額】

- ① 住宅等に設置する場合
・ 3万円/kW（上限：15万円）
- ② 自治公民館等に設置する場合
・ 設置費用の1/4以内の額
- ③ 10kW以上の太陽電池を設置し、国・県等の補助金の交付を受ける場合
・ 設置費用の1/10以内の額



② 太陽熱温水器

【補助額】

- ① 自然循環型太陽熱利用温水器を設置する場合
・ 3万円
- ② 強制循環型ソーラーシステムを設置する場合
・ 5万円



③ 木質バイオマス熱利用設備（ペレット、薪などを燃料とするストーブやボイラー）

【補助額】

- ① ストーブの場合
・ 設置費用の1/2以内の額（上限：10万円）
- ② ボイラーの場合
・ 設置費用の1/2以内の額（上限額：10万円）
・ 国・県等の補助金の交付を受ける場合は、補助金対象事業費の1/10以内の額



④ 小水力発電設備

【補助額】

- ・ 設置費用の1/10以内の額（上限30万円）



⑤ その他の新エネルギー設備（風力発電設備、地中熱ヒートポンプ など）

【補助額】

- ・ 設置費用の1/2以内の額（上限額：10万円）
- ・ 国・県等の補助金の交付を受ける場合は、補助金対象事業費の1/10以内の額

※ 補助額については、1,000円未満は切り捨てとなります。

※ 同一年度内において、1世帯あたり（団体又は法人の場合は1団体あたり）いずれか1設備に限ります。

II エコ活動推進事業

① 生ごみ処理機の購入

【補助額】

- ① 家庭用の場合
 - ・ 購入価格の1/2以内の額（上限：3万円）
- ② 事業所用の場合
 - ・ 購入価格の1/2以内の額（上限：10万円）



② 資源回収事業の実施

【補助額】

- ・ 回収資源売却額の1/5以内の額
- ・ 年間活動費 3,000円



③ 産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル利用設備の設置

【補助額】

- ・ 当該経費の1/10以内の額（上限：300万円）

④ クリーンエネルギー自動車の購入（電気自動車、ハイブリット自動車 など）

【補助額】

- ・ 車両本体価格の1/20以内の額（上限：5万円）



⑤ 高効率エネルギー設備の設置（エコキュート、エコジョーズ、エコフィール など）

【補助額】

- ・ 設置費用の1/10以内の額（上限：3万円）

⑥ LED照明の設置

【補助額】

- ・ 設置費用の1/10以内の額（上限額：3万円）
※設置費用が2万円以上のものに限ります。



※ 補助額については、1,000円未満は切り捨てとなります。

補助金交付までのフロー

